

地方一般財源の総額確保について

【担当省庁】総務省、財務省

令和 2 年度以降も、地方が安定的・計画的な財政運営を行いながら、地域の実情に応じ、地方創生、子ども・子育て支援、人材確保対策などの課題解決に取り組めるよう、地方単独事業も含め、必要となる歳出を適切に把握した上で地方財政計画に計上し、地方交付税を含む地方一般財源の総額を確保していただきたい。

また、地方法人課税のあり方を見直しによる税源の偏在是正措置として実施される法人住民税の一部地方交付税原資化（平成 28 年度税制改正）及び特別法人事業税（平成 31 年度税制改正）の創設により生ずる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することにより、確実にその財源全てを地方のために活用されたい。

地方財政においては巨額の財源不足が続いており、平成 31 年度地方財政計画では折半対象財源不足額が解消されたものの、地方の財源不足額はなお 4 兆円を超える規模となっていることから、地方交付税総額を確保するよう、地方交付税の法定率引上げなど抜本的に見直し、臨時財政対策債を縮減していただきたい。

また、令和 2 年 4 月からの会計年度任用職員制度の導入に当たっては、新たに制度化された期末手当の支給に必要な財源について、適切に地方財政措置を講じていただきたい。

【現状・課題等】

地方一般財源の総額は、経済財政運営と改革の基本方針 2018（骨太の方針）において、令和元年度～3 年度の目安として「2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされたところ

地方の一般財源総額については、増え続ける社会保障関係経費の伸びを、給与関係経費や公債費などの減少により吸収してきたものであり、このような対応は限界にきている。また、国の法令等の関与により義務的に発生する経費が歳出の大部分を占める現状の中、真に地方が使える財源は限られている。

■会計年度任用職員制度

地方公共団体で運用が異なっていた臨時・非常勤職員制度について、全国的に適正な任用確保のため、「会計年度任用職員」制度が創設され、採用方法や任期等が明確化されるとともに、法律上の措置として期末手当の支給が可能とされた。

京 都 府
の担当課

総務部 財政課(075-414-4424)
知事直轄組織 人事課(075-414-4138)

■地方交付税法【総務省】

地方交付税法第 7 条の規定に基づき、地方団体の歳入、歳出総額の見込額を地方財政計画として取りまとめ、地方交付税総額をマクロベースで決定後、これを前提にミクロの各地方公共団体への地方交付税交付金の配分額が決定される仕組み

■京都府における地方交付税（基準財政需要額）に占める社会保障関係費の割合

社会保障関係費が増加する一方で、その他の経費に係る基準財政需要額は圧縮傾向。地方交付税を含む一般財源が伸び悩む中、その大部分を義務的な経費に充当せざるを得ず、自由度の高い財政運営が行えない状況

年度	27	28	29	30	H30－H27
社会保障関係（※）	1,304 (27.1%)	1,330 (27.8%)	1,367 (31.2%)	1,380 (31.5%)	76 (4.3%)
その他	3,506 (72.9%)	3,455 (72.2%)	3,009 (68.8%)	2,996 (68.5%)	▲ 510 (▲ 4.9%)
合 計	4,810 (100.0%)	4,785 (100.0%)	4,376 (100.0%)	4,376 (100.0%)	▲ 434 (100.0%)
一般財源	6,674	6,848	6,556	6,359	▲ 315

(※) 社会福祉費、衛生費、高齢者保険福祉費の合計値

(単位：億円)

■地方税の偏在是正に係る経過等

- ・特別法人事業税・譲与税の創設
消費税率 10 % 段階において復元される法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税（国税）とした上で、人口を譲与基準としてその全額を都道府県に譲与
- ・法人住民税法人税割の交付税原資化
消費税率 8 %、10 % の各段階で、地域間偏在是正のため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化。不交付団体の水準超経費を削減し、地方財政計画歳出に計上

引上げ率	原資化の状況
消費税率 8 % 段階	都道府県分 5.0%→ 3.2%、1.8%分を原資化
消費税率 10 % 段階	都道府県分 3.2%→ 1.0%、2.2%分を原資化

■会計年度任用職員制度導入に係る京都府の状況

- ・現在、会計年度任用職員の制度設計を進めているが、新たな財政負担となる期末手当の支給には、国による地方財政措置が不可欠
- ・期末手当等の支給に伴う人件費増加額は最大約 13 億円と想定
〔対象職員に 2.6 月分の期末手当を支給した場合の試算額
対象となる職員約 4,700 人：給料月額 5 億円× 2.6 月分＝約 13 億円
※平成 30 年度実績ベースで精査中〕